

〔研究ノート〕

平安貴族の婚姻居住

鷲見等曜

1

本年度行なわれた国公立大学のいわゆる共通一次試験に、平安中期の貴族は結婚後妻の実家に行って生活するのがふつうであるという主旨の文が出ている。新聞や受験雑誌の解答によれば、この文を正しいとするのが正解であるらしい。念のためしらべてみると、いくつかの高校日本史の教科書にも、ほぼ同様の記述がある。また、いちいち挙証しないが、日本史や国文学の諸論説も、平安貴族の婚姻に論及するときには、疑うことなしに同様な説をのべている。これらの事実は、高群逸枝氏に源を發する平安貴族の婿取婚説が、一部論者の⁽¹⁾嘆きとは全く反対に、今や広汎な市民権を獲得していることを示している。高群説は提唱されて久しいが、この説の検討は今日的意義をもっている。

以下彼女の婿取婚説の中心をなす婚姻居住論の実証性を検討してみる。彼女の所論の引用は、すべて理論社刊『高群逸枝全集 招婿婚の研究』による。同書は二巻に分かれているが、ページ数は共通で、630ページ以下が第2巻である。以下同書の参照は、本文中にページ数のみで示す。

2

高群氏によれば、日本の婚制は群婚、招婿婚、娶嫁婚、相互婚の四つの発展段階をもつ (p. 43)。このうち招婿婚期は妻問い期と婿取期に分かれ、後者はさらにつぎの四期に分かれる (p. 218)。

- (一) 前 婿 取 婚〔大化前後 (593)―平安中期 (898)〕 {半ば通い
半ば住み}
- (二) 純 婿 取 婚〔平安中期 (898)―白河院政 (1087)〕 住み
- (三) 経営所婿取婚〔白河院政 (1087)―承久乱 (1221)〕 {半ば住み
半ば迎え}
- (四) 擬制婿取婚〔承久乱 (1221)―南北朝 (1336)〕 迎え

本論では(一)―(三)期だけを取り扱う。この期の婚制の特徴は、高群氏自身のまとめによると、ほぼつぎのようである (p.218以下)。

(一) 前婿取婚……(ア)「母子家族」が単位となっており、主として母による婿えらびがなされる。(イ) 男女別居主義が強く残っているが、ふつうは男が女側に住む。(ウ) 妻問い期とちがって「婿はなるべく同居者であること」「生計の一半の担当者であること」が「望まれる」。

(二) 純婿取婚……「父による婿取りであることを原則とする」「妻の親もしくは後見者の本居に儀式をもって婿を取る形態」である。(イ)「露頭の儀式と同時に住みつくことが慣例化してくる」(ウ)「嫡妻的なものがきめられ、それとの間に終生同居の傾向が意識されはじめる」(ニ)「夫婦の家計は、婚姻後数年(中には数十年)の間妻家から授けられ、後独立ができるようになると、妻家をそのままゆずられ、あるいは新居に移って夫婦世帯となり、それからは夫婦相互の財産や職能に依存することとなる」。

(三) 全婿取婚期の共通点……(ア)「妻の家」が婚姻生活の本拠であり、(イ)「女系の同居は禁忌されないが、男系の同居は(中略)禁忌される」(ウ)したがってふつう夫は「妻子とともに妻の親族のなかに住む」が、妻子をつれて自分の親族のなかに帰ることがない。

以上の諸特徴が高群氏によってどのように実証されているかを検討するのが、本論の主題であるが、そのまえに、これまでのところで気づいた若干の点に注意をうながしておきたい。

第一。全体として記述があいまいで、往々にして真意を捉えかねることである。たとえば、前婿取婚の(イ)によれば、この期には「住み」が特徴であるはず

だが、既掲の表では「半ば通い、半ば住み」となっている。同(ウ)の「なるべく……であることが望まれる」などは、特徴づけとしては不必要であろう。純婿取期の(ウ)も、嫡妻的なものとの間に「終生同居の傾向が意識されはじめる」とは何のことかわからない。

第二。前婿取婚期の特徴らしきものがみられない。半分通いで半分住みであるならば、この期は妻問い婚から純婿取婚への過渡期であるということであり、特別の一時期を設定する必要はなかったことになる。

第三。理論的な矛盾がある。純婿取婚期の特徴として、一定期間の訪婚または妻家居住ののち、夫婦だけの居住に移ることをあげるならば、擬制婿取婚にいたる全婿取期の共通点として「女系の同居」とか「夫は妻子とともに妻の親族のなかに住む」とか「少くて女系三世代」をふくむ家族などをあげることはできなくなる。こうしたいわば複合の大家族形態は、訪婚のときか、夫が妻家に居住しているときでなければ形成されないからである。それとも「文字どおりの単婚世帯」は、つぎの経営所婿取期に「見えはじめる」のだから、純婿取期には「意識」だけがあらわれるのか。そうすると、純婿取期の特徴の(ウ)は削った方がよさそうである。

第四。以上によって高群氏の所論は、次のようにまとめうる事がわかる。すなわち、平安中期に夫が妻家に住みこむ妻方居住婚が典型的に出現する。その結果として「女系数世代から成る」母系大家族形態が出現する。氏族は父系になったが、その基底にある家にかかる母系家族であり、それは大化前代の母系制の残存である。そして「この発見は、ひじょうに重大なものであるのに」人々は石のようにかたくなに、この新説を拒否している、と (p.631)。

この理解が正しければ、前婿取、純婿取各期の「母による婿取」「父による婿取」とか、「儀式による婿取」等は、あまり問題にならない。これらは要するに形態論にすぎない。「儀式による婿取」はくわしく論証されているが、柳田国男等による婿入式婚と矛盾するものではない。高群説が柳田説などと決定的にちがうのは、後者では、妻方での婚礼、一時的な妻問いまたは妻方居住の

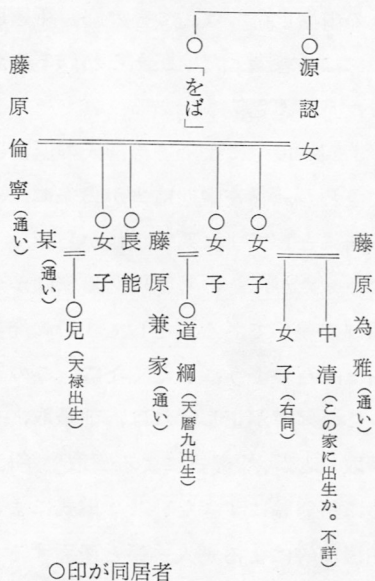
のち、夫婦とも夫方生家に帰るのに対し、前者では、共通点の(ウ)にいうように、そういうことは絶対でない、とすることである。そしてその結果として生ずる家族形態は、共通点(ウ)(イ)にいう女系家族なのである。小論の検討もこの点に集中する。他は省略してよいと考える。

3

前婿取婚期の婚姻居住形態については、高群氏は、戸籍計帳、道綱母の母一家、摂関家における第宅の継承等を例として、母子家族、母系家族、父系異居等を論証している。このうち戸籍計帳の理解については、諸学説が激しく対立⁽²⁾しており、きめ手がない。第宅の継承については、すでに論じたことがあるし、あとで触れるつもりである。ここでは道綱母の母について検討してみる。

高群氏は右のような図をかかげ、道綱母の母一家が母系のみ「三世代の同居体」であるという(p. 368)。すなわち(1)道綱母の母(源認女)の家は、一条西洞院の左近馬場付近にあり、ここへ四条か五条辺にやしきのある倫寧が通ってくる。(2)為雅夫婦は、やがて「心安かるべき所」をもうけて移っていった。(3)次女の道綱母に兼家を通して、道綱が生れた。(4)「をば」も同居している。(5)長能はここから妻問いをしているらしいが、自分の妻子をここに引き取ったことはない、とのべている。この図は竹内理三博士の『日本の歴史6 武士の登場』(中公新書)にも典型的母系家族の例として登場する。

図1 道綱母の母一家



まず道綱母の母が源認女であるかどうかについては異論もあるが、高群氏は一応の考証を行っており、その点は今は問題ではない。またその論争に結着をつける力は私にない。問題なのは、第一に、為雅妻なる姉は、道綱母が結婚して3年目の天暦10年(956)には転出していなくなるのであるから、その時点からこの姉は「同居体」から除かれるべきである。また天禄2年(971)出生の、妹の兄も同じである。さらに道綱母の母は康保元年(964)に没するから、「母系三代」の家族は存在したとしても天暦9年から康保元年までの約10年間だけである。しかも第三代にあたる道綱は康保元年10歳にすぎない。図は誇大表現というべきではなかろうか。

第二に、天暦8年父倫寧が陸奥守として出発するときの『蜻蛉日記』の記事は、大要つぎのごとくである(小学館版『日本古典文学全集』の訳による)。

「予定の時刻がくるってしまいます」とせかされるまで、父は出てゆくことができず、かたわらにあった硯箱に手紙を巻いて入れて、またほろほろと涙をこぼしながら出ていった。見送ってしまってから手紙を取り出してみると「娘を頼みます」と兼家あてに書きのこしたものである。しばらくすると兼家が訪れてきて、その手紙をみつけ、父が門出のために移っている所へ返事をおくった。

以上によれば、天暦8年当時倫寧は兼家の訪れる道綱母の家に同居していたように思える。そしてもしそうならば、後年彼女が父と別居して住んでいた一条のやしきは、父のやしきのうちの一つであった可能性がある。天禄3年(972)には、倫寧家の人たちが一時的に身をよせたりしている。倫寧は受領層ではあるが、基経の弟高経の子孫で、家柄もよく、受領として富もたくわえたにちがない。また、倫寧母は『尊卑分脈』に「恒基王女」とあるが、これは角田文衛氏がいうように「経基王女」が正しいようである⁽³⁾。経基王の父は清和皇子貞純親王で、桃園親王と号し⁽⁴⁾一条大宮辺にやしきをもったらしい。光孝源氏や清和源氏は一条辺に深い関係をもっている。倫寧が一条にやしきをもった可能性があるが、きめ手はない。

第三に、康保2年(965)には「ひとつところには、せうと一人、をばとおほしき人ぞ住む」とあって、高群氏が長能とする人が道綱母と同居しているが、他の時点では明らかでない。たとえば天延2年(974)5月の節供のところでは
明くれば五日の暁に、せうとなる人、ほかより来て「いづら、けふのさうぶは、などか遅うは仕うまつる。夜しつるこそよけれ」などいふに、おどろきて、菖蒲ふくなれば

とある。この「せうとなる人」は、明らかに同居していないが、同年10月の記事では同居しているようでもある。天禄2年(971)に子を生んだ妹の動静もその後わからない。

以上要するに、道綱母の母のもとに「三代にわたる母系家族」が存在したなどとは、とうていいえそうにないことがわかる。当時の貴族のやしきには相当に広いものがあり、そのなかのいくつかの建物のそれぞれに、親子きょうだいが別個の家族生活を営むことがあっても不思議ではない。問題なのは、それがインドのナヤール族のタラワドのように、母系親族組織原理をもった永続的なものかどうかであると思うが、高群氏はその実証に成功してはいない。われわれがこの日記から確実に知りうることは、道綱母は息子道綱とは終始同居しているが、夫兼家とは終始別居していることだけである。そしてそれは、私の理解では、一夫多妻制下の一副妻の生活様式であって、なんら異とするに足りないものである。当時の都には、このように夫を欠く母子家族が多数存在したことと思う。しかし高群氏は、道綱母がこのような副妻だとは認めない。氏は、当時の社会では基本的に自由な男女関係が行なわれており、正妻と副妻の区別は存在しないと考え、この立場から道綱母や道綱母の母を以て、当時の妻一般を代表させうとするのである。したがってこの高群氏の妻妾不分論を検討しておく必要が生ずる。

高群氏が、兼家のいわゆる「三妻」すなわち時姫、道綱母、対の御方の間に妻妾の区別がなかったと考える理由は、(ア)兼家はこの三女のどれとも同居せず、通い婚をしている。(イ)後には兼家は、このどれとも婚姻の自然消滅状態と

なり、彼女らとは「子の母としてのみ」交っている、の二点である（p.282）。
 (イ)については、ふつう正妻と考えられている時姫についての検討がぜひとも必要であるが、高群氏は『蜻蛉日記』天暦10年の「子ども数多ありと聞く処もむげに絶えぬと聞く」を引くだけである（p.301）。時姫所生の長男道隆が天暦7年生れであることから推すと、上の引用だけでは、結婚して間もないころの兼家が時姫に通っていたことを証明するだけである。角田文衛氏は、その後兼家は時姫邸に引き移り、さらに天禄元年（970）東三条院新築とともにここに時姫を引きとって同棲した⁽⁵⁾、としている。この説は妥当だと思うが、その正否はとにかく、高群氏の検証はきわめて不十分である。

(イ)についてはどうか。高群氏は『栄花物語』の「さまさまのよろこび」の一節を引用する（p.228）。すなわち、兼家は「としごろやもめにておはしませば、よのおぼえはじめごろ、かうて一ところおはすはあしき事なりとて、村上の先帝の女三の宮……その女三の宮をこの摂政ころにくくめでたきものにおもいきこえさせ給て」通った、とする文であるが、これについて高群氏は、文中「よのはじめごろ」とあるのは安和ごろである、という。安和元年長女超子入内以来兼家がとんとん拍子で昇進しはじめたのを「よのはじめ」といったのであるが、そのころは時姫も道綱母も健在であった。にもかかわらず兼家が「やもめぐらし」であったなど書いているのは、このころ兼家は彼女らと「疎遠」になっており、彼女らが「すでに没落過程にあった」からであろう、というのが高群氏の推論である。

だが「よのおぼえはじめごろ」というのは安和（968—970）ごろのことではないらしい。『栄花物語』の角川版⁽⁶⁾、岩波版⁽⁷⁾では、「よのおぼえはじめごろ」は「世の御はじめ頃」となっており、また「やもめにおはしませば」のあとに権の北方大輔のことが挿入されている。そして両書の注釈者は、「世の御はじめ頃」とは、兼家が摂政に任ぜられた寛和2年（986）ごろだろうとしている。たしかに「さまさまのよろこび」の章は、寛和2年から正暦4年（993）までを取り扱っており、問題の文は、冷泉女御超子（982没）の女房であった大輔が、今

では兼家の寵を独占していること、一時兼家が熱中していた女三宮保子内親王との関係もすでに絶えて大輔の地位も安泰であることなどを述べたもの、と考えられる。とすれば天元元年(978)に没した時姫が「疎遠」であったり「没落過程」にあったりするはずはない。もっともこの解釈には異論がある。すなわち『栄花物語』のこの文は、独特の虚構で、時姫が没して兼家がやもめぐらしであったことと大輔の寵愛ぶりを強調するために、たまたまそのころ、かつての兼家の寵が衰えて衰れた状態にあった保子内親王が没したので、その話しを挿入した⁽⁸⁾というのである。保子内親王は永延元年(987)に没したとき39歳であるから、年齢的にもこの方が正しいようである。内親王が病床の兼家に、物の怪としてあらわれることも、それを示している。しかし、とにかく兼家の「やもめ」ぐらしが時姫没後である点は動かない。兼家と時姫の結婚関係が自然消滅に終わったという高群氏の主張は根拠がないといえる。また『小右記』にはつぎの記事がある。

(永延元年2月16日) 御外祖母贈位宣命^(時姫)皇太后^{皇太后}云々

(同5月10日) 参撰政殿御八講、^(兼家) 図^(前輔、盛子) 兩部曼陀羅、^(時姫) 鑄銀阿弥陀佛・^(超子) 脰侍二軀、書写五部金泥法華經、是為我二親・故北方・女御^(超子) 写經也云々、左右兩丞相以下公卿被参入(下略)

上は皇太后詮子母時姫に正一位が贈られた記事であり、下は兼家が両親や妻時姫、娘超子のために仏事をいとなんだ記事である。贈正一位といえ、とびきりの待遇であり、時姫の地位が社会的にみとめられていたことを示す。後者の「是為我二親」以下は兼家のことばを引いたものと考えられ、兼家が時姫の死後の冥福を手厚く祈ったことを示している。時姫は正室であったと考えてよいのではないか。平安貴族の多妻制においては、多数の妻のうちのあるものとの婚姻関係が自然消滅の形で終ることも、数多くあったと思う。また正副妻の区別も、はじめから明白であったとはいえないかもしれない。道綱母自身が兼家との同居にかすかな希望を抱いていたらしい記事が、その日記に散見する。しかし時姫のばあい、彼女は早く正室の地位をみとめられていたと考えた方が

正しいようであり、少くともその結婚関係が自然消滅に終わったなどとは絶対に
いえないだろう。

4

純婿取婚の初見として、高群氏は藤原忠平と源順子との婚姻をあげる。前婿
取婚の例として現れた兼家から半世紀もさかのぼる。史料は『古事談』の、つ
ぎの文である (p.391)。

寛平法皇聞食此事（中略）以第一女王於朱雀院西対有嫁娶之儀，于時貞信公
大辨參議云々，法皇同御于東対云々

これについての氏の説明はつぎの如くである。(ア)「第一女王」とは宇多皇女
源順子であり、その腹に忠平の長子実頼が生れた。(イ)法皇が朱雀院に移った
のは昌泰元年(898)2月17日であり、それ以後の昌泰初年に、法皇はこの後院
西の対で忠平を婿取った。(ウ)『大和物語』によれば、忠平はこれ以前にも宇多
皇女菅原の君と婚したが、この初妻は彼の中辨時代に没した。またその後も諸
妻と婚しており、ことに右大臣源能有娘昭子との間には師輔・師氏・師尹等の
子をもうけているところをみると「たぶん諸妻と忠平との婚姻生活は『通い』
を原則としたものであったかと思われる」。

以上三点のうち(ア)が誤りであることは、角田文衛氏の指摘の如くであろう。⁽⁹⁾
すなわち宇多法皇は貞観9年(867)生れで、源順子は貞観17年(875)生れであ
るから、実父子ではありえない。多分順子は光孝天皇の側室菅原類子の所生で、
これを宇多法皇が養女としたうえで忠平に与えたのであり、「菅原の君」と同
一人物であると。これによれば(ウ)の、忠平が順子以前に「菅原の君」と婚した
というのも誤りとなる。しかし問題なのは(イ)である。この史料からは、法皇が
順子と忠平との婚礼を朱雀院西対で行なったということしかわからないのに、
婿取婚であると規定し、さらに(ウ)で通い婚だと矛盾したこともいっていること
である。婿取婚を証明しようというのであれば、婚礼後の婚姻生活を長期にわ

たって追求せねばならない。幸い忠平については『貞信公記』によって、ある程度それができ(10)る。以下忠平と順子の居所を追及してみよう。

昌泰	3	900	順子と結婚。長男実頼生る(母順子)。
延喜	7	907	2.17 東五条第に移る。 9.7 小二条殿に移る。
	8	908	7.29 東五条第に移る。 12.17 二男師輔(母昭子)生る。
	9	909	8.29 職曹司に移る。
	10	910	4.2 九条殿に移る。 4.9 職曹司に移る。 5.21 東五条第に移る。
	11	911	12.13 西五条院に移る。
	13	913	1.7頃 四男師氏生る(母昭子)。 4.8 西五条院に移る。 7.14 東五条第に還る。
	14	914	職曹司に宿す。 2.8 東五条第に還る。 10.8 西五条院に移る。
	18	918	1.1 この頃小一条第か。 8.11 西五条院に移る。 8.17 小一条第に還る。
	19	919	8.22「右大臣室家源氏於東五条第賀大臣五十算」(日本紀略) 11.7 東五条第に移る。 12.23 東宮別納に宿す。
	20	920	1.27 東宮に宿す。 1.30 東五条第に還る。 2.25 穩子、東五条第に退出。 3.27 穩子病む。 5.16頃 五男師尹生る(母昭子)。 5.17 召により参内するも順子病にて退出。 5.19「乞暇五、依病者也」。穩子西五条院に移る。 8.24 一条院に移る。 9.1 東五条第に還る。
延長	1	923	7.24 穩子忠平第で皇子寛明を生む。 9.5 穩子東五条第より主殿寮に移る。
	2	924	8.29「有召、依病者重煩、不得参入」 9.2「乞暇三日、依病者也」 12.26「暁女房入道」
	3	925	1.6「為病者修善始」「中使藏人俊来召、依病者不参」 1.8「從 <small>(法皇)</small> 大内山差嘉種朝臣、有恩問」(以下順子の病の記事略す) 4.4 順子死す。

以上によれば、忠平の本拠は東五条第とみてよい。彼が朱雀院に通うとか、そこに住みこんでいたらしい記事はまったくない。逆に順子が忠平の東五条第に住んでいたらしい記事が相当にある。延喜19年の『日本紀略』の記事および同20年以後その死没にいたるまでの6年間の記事である。延喜20年5月17日忠

平は順子病の報をうるや急ぎ内裏を退出している。19日には彼女の病のために暇五日を乞うている。この日御産のためこの第に退出中であつた醍醐女御穩子は、おそらく順子の病のため西五条院に移っている。忠平は順子の病を篤く看護しており、内裏の召しがあつても、しばしば参内をことわっている。延長3年には宇多法皇からの恩問もある。

残るところは東五条第が順子の所有であつたかどうかであるが、それを示す材料はないようである。東五条第は9世紀中頃仁明天皇の女御藤原順子（冬嗣娘）の邸であつた。近くは寛平9年（897）宇多天皇女御藤原温子（基経女）が天皇の退位とともに内裏を出てこのやしきに入り、昌泰元年（898）に朱雀院に移っている。温子の妹穩子もしばしばここを利用している。ここは忠平やその姉妹の利用するやしきであつた。

なお上記(ウ)に見える昭子について、角田氏は、忠平が昭子を第二夫人としたのは延喜6、7年頃と思われるが、彼女が忠平の九条殿に住んだことはまずまちがいない。師輔が九条殿とよばれたのは、母の住んだこのやしきを忠平から譲られたためであろう、とのべている。「九条の家」は基経のやしきで、⁽¹¹⁾高群流にいえば、基経、忠平、師輔と父系三代に伝わつたことになる。

5

高群氏のつぎの命題は、「平安中期頃からの婿取の傾向を、あたかも朝権を掌握しつつあつた藤氏が、女御入内にとりいれて」（p.392）推進した、というのである。すなわち「関白兼家が、妻家から娘のみを自己の第にひきとり、入内させた」ことが婿取式であつたことは「所生の外孫を、ことごとく自第で兼家が扶育したことで明らかである。娶嫁式のばあいには、これらの外孫は、娘の縁づきさき、すなわち宮中で扶育されねばならないはずだからである。ところがここでは、外孫のすべてが、その母とともに、時には母の夫すなわち天皇をもいれて、外祖父の家で養われたのである」（p.393）として、つぎの諸点をの

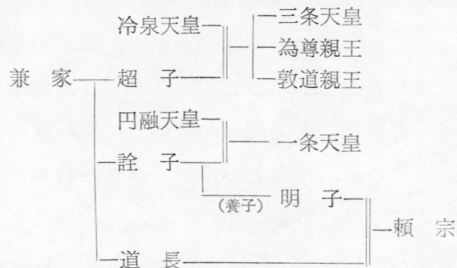
べている。

- 1—(1) 兼家の長女超子は「入内後兼家の東三条第を常居とし、宮中へはこの常居から出勤した」。
- 1—(2) 超子所生の三条天皇、為尊親王、敦道親王等も、すべてこの第で「成長し」「成長後もこの第を根拠とした」。
- 1—(3) 超子の夫帝冷泉も、しばしばこの第におり、この第で崩じた。
- 2—(1) 次女詮子は超子より長寿を全うしたから「この第は詮子領となり、その院号も東三条院詮子と称したことは周知のとおりである」。
- 2—(2) 詮子所生的一条天皇も、ここで生誕し、「成育」をみた。
- 2—(3) 詮子の養女明子（源高明娘）も「詮子にかしつかれて」この第の東対に常居した。
- 2—(4) 後に「この明子に詮子の弟道長が婿取られ」その所生頼宗はこの第で生れた。

結論——だからこの第には、兼家をふくめて四世代の女系が同居したことになる。

はじめの、兼家が妻家から娘だけを自第に引き取ったというのは、高群氏のまったくの推測であり、一片の実証もない。超子・詮子が兼家第から入内したのは彼女らの母時姫が兼家第に同居していた必然の結果である。高群氏の全理論の焦点は「母と娘夫婦の同居体」の実証であるはずであり、ここでは時姫と超子夫婦または詮子夫婦の同居体が示されるべきであるのに、兼家と娘夫婦の「父子同居体」が示される。わかりやすくすれば図2のごとくである。一見してこうした同居体は存在しえないことがわかる。天皇が臣下の第宅に移居することは、内裏焼亡などの異常事態以外にはありえない。それ

図2 兼家家の同居体



も「同居」などではなく臣下側の一方的な第宅の明け渡しである。冷泉・円融2帝が東三条第に同居したとは、さすがに高群氏もいえないので、「しばしばこの第におり、この第に崩じた」などと、あいまいなことをのべている。そのまちはいはあとでのべる。また諸皇子女がここで「育った」ことについても、あとで検討するが、この図からは「四世代の女系が同居した」という結論は出てこない。

超子からみよう。超子と夫冷泉天皇との関係を表示すると、つぎの如くである。

天曆 4	950	5.24 憲平親王生る（母は師輔女安子）。
応和 3	963	2.28 東宮憲平元服。昌子内親王（朱雀帝女）東宮妃となる。
康保 4	967	9.4 昌子内親王皇后となる。藤原懷子（伊尹女）を女御とす。 10.11 憲平即位（冷泉天皇）。
安和 1	968	10.14 超子入内。10.26 師貞親王（花山天皇，母懷子）生る。 12.7 超子女御となる。
	2	969 8.13 冷泉天皇讓位。弟円融天皇即位。
貞元 1	976	居貞親王（三条天皇，母超子）生る。
	2	977 為尊親王（母超子）生る。
天元 4	981	敦道親王（母超子）生る。
	5	982 1.28 超子没す。
寛和 2	986	7.16 居貞親王元服。立太子。
正曆 1	990	7.2 兼家没す（62歳）。
長保 4	1002	6.13 為尊親王没す（26歳）。
寛弘 4	1007	10.12 敦道親王没す（27歳）。
	8	1011 6.13 三条天皇即位。10.24 冷泉上皇没す（62歳）。

超子と冷泉天皇（上皇）の結婚生活はわずか15年で、またこの間は史料が少ないので、超子の「常居」の場所などは容易にわからないが、東三条院にいることが多かったのではないかと、思う。しかしそう考える理由は、高群氏とはまったくちがって、夫冷泉天皇がしばしば「もののけ」につかれる異常人であったという特別の事情からである。それは冷泉天皇の皇后である昌子内親王の状

態からも推定できる。内親王は『栄花物語』によれば「東宮の女御も宮の御もの
のけの恐ろしければ、里がちにぞおはしける⁽¹²⁾」(東宮時代)「上の御ものけの恐
しければ、この宮も里がちにぞおはしける⁽¹³⁾」(懐子入内のころ)というように同居
をきらい、夫帝が讓位して冷泉院に移ってからも本宮の三条院にいたらしい。
超子は『栄花物語』には「冷泉院の女御」「院の女御」とよぶが、それは冷泉院
に居住したことを意味しないようである。しかし『小右記目録』天元3年1月
15日条に「依母氏薨女御退出事」とある。母氏は時姫で女御は超子である。時
姫のいた東三条院に退出した、と読みたいが、そうであれば、超子は冷泉院か
内裏にいたことになる。『小右記』には「今朝院女御頓滅云々、梅壺今夜退出」
とあって、超子が没したのは、梅壺詮子の退出先東三条院であろう。

1—(2)は超子所生の三皇子が、東三条院で「成長」し、ここを「本拠」として
生活したというのである。まず居貞親王だが、『皇年代略記』によればその
出生は「於東三条亭」とある。中村義雄氏によれば「平安時代では皇后・中宮
などの場合は、宮中を出て出産される習わしだったが、これも産穢のために、
産屋の遺習と見られている⁽¹⁵⁾」「産の穢れによる忌みが明けると、里第から初め
て内裏に還御される⁽¹⁶⁾」という。超子は女御で、しかも親王の出生は讓位後であ
るから条件がちがうが、産穢慣習からいえば生家東三条第での出産は異とする
に足りない。だが親王は、その後も東三条第にいたらしい。天元3年(980)6
月1日超子の妹詮子が円融帝の第一皇子懐仁(後の一条天皇)を生むが、そのす
こしあとのことを『栄花物語』はつぎのように述べている、「東三条の御門の
わたりには年来だにたはやすく人渡らざりつるに、院の宮達の三所おはします
だにおろかならぬ殿の内を、まいて今上一の宮のおはしますせば、いとことわり
にて、いつれの人もよろづに参り騒ぐ⁽¹⁷⁾」と。冷泉院の3皇子居貞・為尊・敦道
3親王が東三条第にいたことは確かであろう。超子が没した天元5年にそれぞ
れの年齢は7歳、6歳、2歳である。3親王滞在の理由としては、冷泉院の
異常と兼家の政治的野心の作用を考えねばならぬと思う。『小右記』寛和元年
(985)1月5日条には「冷泉院二三四親王被詣女一宮^{飛香會}、主上被遣小螺鈿細

劔・御手本二巻・高麗笛一管，各三襲，三親王新也」とある。母のない気の毒な3皇子が異母姉宗子内親王（母は懷子。当時21歳）に引き取られたと読むべきかどうか自信がないが，宗子内親王のように宮中に住む場合もありえたのである。この異母姉も寛和2年7月21日に没する。そのすこしまえ7月16日に居貞親王は兼家の東三条南院で元服し，その日東宮となるが，東宮となった以上その常居の場所は宮中と考えるのが至当であろう。

弾正宮為尊親王は，永祚元年（989）11月21日兼家の二条第で元服した。『栄花物語』は寛和2年ごろのこととして，兼家は二の宮（居貞）が東宮になったから，今は三・四の宮を大切に思っていると記し，また永延2年（988）ごろの記事として，冷泉院は三・四の宮が時たま参上なさると大層珍しがつて可愛がるけれど，冷泉院の「もののけ」が恐ろしいので度々の参上はできない。冷泉院には庄園や財産が多いので，それらは「ただこの春宮やこの宮々にぞ皆得させ給へりける⁽¹⁸⁾」とのべている。兼家が没するころまで為尊・敦道両親王が東三条第にいたと考えてもよさそうである。だがその後弾正尹とか大宰帥という官職についた彼等は父の豊富な財を譲りうけて独立の「宮」として生活したと考える方が自然であろう。為尊親王が伊尹娘九の方に通うようになったのは，『栄花物語』によれば，花山院が中務母子と関係するようになってから，すなわち長徳元年（995）ごろからであるが，『権記』によれば行成はしばしば九の御方のいる東院と弾正宮に参っている。その宮は東三条院ではない。『栄花物語』によれば，親王は夜遊びがすぎて，長保4年（1002）26歳の若さで没し，北の方は東院で尼になった。帥宮敦道親王は『和泉式部日記』で有名である。彼も兄と同じように27歳で，短いが奔放な一生を閉じたのであるが，その本拠は後述のように南院である。兄弟の親王の本拠は東三条邸ではない。

1—(3)の冷泉天皇また同じである。天皇や上皇の本拠が里内裏でもない私邸であるわけがない。彼が没した「南院」は東三条南院ではないであろう。『御堂関白記』寛弘3年10月5日条によるとこの日道長は東三条第の造作をみて夜に入って帰宅したところ，10時ごろ「未申方」に火事がおこった。「冷泉院御

在所南院」だというので馳せつけ、院を東三条西門におつれした、とある。それより少し前の9月に道長が土御門第にいたことはたしかであるから、その南西方で東三条第でないところは冷泉院南院であろう。正暦年間に帥宮敦道親王が、出来のよくない道隆三女を迎えたのも、後に小一条濟時の中の君を迎えたのもこころしい。⁽¹⁹⁾
⁽²⁰⁾

こんどは詮子である。2—(1)は、東三条第が詮子領になったかどうかが問題である。詮子が東三条女院と号したことは周知でも、東三条第が詮子領となったことは周知ではない。たとえば角田文衛氏は東三条第の伝領は、兼通、兼家、道隆、道長の順であるとし、超子や詮子を除いている。⁽²¹⁾ 詮子の動静をみれば、この方が妥当である。

天徳 3	959	2.2 円融天皇生る。
応和 1	961	詮子生る。
安和 2	969	9.23 円融天皇即位。
安元 1	978	8.17 詮子入内。 11.14 詮子女御となる。
	3	980 6.1 詮子懷仁親王（一条天皇）を生む。
	4	981 1.15 時姫（詮子母）没。
	5	982 3.11 遵子（頼忠女）皇后となる。
永観 2	984	8.27 天皇讓位。懷仁東宮。 10.10 花山天皇即位。
寛和 2	986	6.23 花山天皇出家。一条天皇踐祚。 7.5 詮子皇太后となる。
正暦 2	991	2.12 円融法皇没。 9.16 詮子出家。
長保 3	1001	10.9 詮子四十の賀。 閏12.22 詮子没。

『蜻蛉日記』によれば、天禄3年（972）2月28日兼家が道綱母のところに来た。彼女の養女の教育のことで兼家は「いま、かしこなるともろとも裳着せむ」といっている。ふつう「かしこ」は東三条第で「かしこなる」は時姫の生んだ詮子と理解されている。詮子は12歳である。詮子入内について『日本紀略』天元元年8月17日条は「大納言藤原兼家卿御息女初入掖庭、候梅壺」と記し、⁽²²⁾ 『栄花物語』は「東三条の女御は梅壺に住ませ給ふ」と記す。後者は、天元2年のところでは「梅壺いみじう時めかせ給ふ」とか、⁽²³⁾ 世間では「梅壺の女御」が后になるのはまちがいないと噂していること、「梅壺」が懷妊して里第に下

ることになったことを述べている。そして天元3年めでたく第一皇子を生むのだが、これまで詮子が宮中にいたことは、まずまちがいない。詮子が「宮中に入った」のでも、円融帝が東三条第に通ったわけでもない。たしかに産後の詮子は長く参内しない。しかしその事情も『栄花物語』は、まぎれようもなく説明している。父兼家が円融帝に、とくに帝が関白頼忠の女遵子を入内させようとしていることに、不満をもって詮子を参内させないからである。天元5年遵子が中宮になると兼家はいよいよ憤激し、「女御殿」のもとへ日々勅使が参上しても、ろくろく返事もしない。「梅壺女御」の御機嫌を恐れた天皇は、若宮の袴着を宮中で、できるだけ盛大にやろうと計画する。しかたがないので詮子は参内するが、4日目には若宮をつれて退出する。下品なやり方である。兼家自身も永観元年（983）、2年とも参内しないので、天皇はついに譲位して堀川院に移った。⁽²⁴⁾以上は『栄花物語』の誇張かもしれない。事実『小右記』天元5年1月3日条には「相率参入内、於梅壺上直廬有盃酒」、また同28日条には「今朝院女御頓滅云々、梅壺今夜退出」とあって、詮子は里第ばかりにいたのではないらしい。しかし全体として以上の『栄花物語』記事を否定した史家を知らない。詮子が勝気な女性であることは、実資をして慨歎せしめた彼女の政治介入でも明らかである。それにもかかわらず、彼女が父兼家の政治的野心の道具でしかなかったことは、平安時代を女性天国として描かねばならない高群氏によって全く無視される。

内裏を去った円融院は、翌寛和元年出家した。兼家に対する恨みは大きかったと思うが、詮子の方もついに中宮になれず、女御のままで終ることになる。夫円融に代って息子懐仁親王が東宮となって禁中凝花舎に入ったから、詮子も入内したと思うが史料はない。即位した花山天皇は、兼家らにはかられて3年たらずで出家し、懐仁が即位して一条天皇となる。『栄花物語』をみれば皇太后となった詮子が、一条帝の無事を祈り、弟道長の成功に期待をかけて生きている様子をうかがい知ることができる。だがこれ以後の彼女の居所を詳細に追うならば、彼女が東三条院に「常居」したなどは、とうていいうことができ

ないはずである。いちいちに典拠を示してもよいが、繁雑にすぎるので省略しよう。東三条第は永観2年(984)3月15日に焼亡するが永延元年(987)7月21日に再建される。この前後から正暦元年(990)まで詮子は主に内裏にいたらしい。天皇他出のときはいつも同興であったことは『栄花物語』に「宮れいのひとつ御こしにて」といった記事で明らかであろう。この年7月2日父兼家が東三条第で没する。⁽²⁶⁾正暦2年2月12日夫円融法皇が没する。この前後彼女は職曹司におり、9月16日ここで落飾する。このあと正暦5年までは主に道長の土御門第にいる。「東三条院御所土御門院」などという表現がある。⁽²⁷⁾疫病の大流行をみた長徳年間には内裏にいたかと思うが、はっきりしない。実資が「近日臣頻執国柄、母后又専朝事」と憤慨し、詮子を非難したのは長徳3年(997)7月5日の『小右記』の記事である。長徳4年から長保2年(1000)にかけては、異母妹綏子の土御門尚侍家、内裏、一条院、道長の土御門第、法興院などにいる。長保2年の中ごろから平惟仲第、内裏、土御門第、一条院と移動し、同3年にはだいたい三条院に落ち着くらしい。この三条院あるいは三条宮は、東三条院のことではあるまい。12月16日天皇が病気の詮子の御所を見舞ったとき、その道筋は「自大宮於三条東行、自高倉小路南行」とある。⁽²⁸⁾そのあと詮子は行成第に移って22日没している。

以上によって詮子の常御所は東三条第ではないらしいことがわかる。東三条第を根拠にして方々に足をのぼしたのだ、といえないこともないが、それを挙証することはできないであろう。東三条第は、長保ごろには「左大臣東三条第」ともいわれている。⁽²⁹⁾

次は2一(2)の一条天皇(懐仁親王)である。天皇が「兼家のおとどの東三条の家にて」⁽³⁰⁾生れたことはたしかであるが、ここで「成育」したかどうかは例によって明証がない。肝心の東三条院は永観2年に焼けてから永延元年まで再建中であるし、親王は東宮である。寛和2年兼家らが花山天皇退位劇を演出したとき、彼らは素早く宝剣等を「東宮御在所凝華舎」に献じている。⁽³¹⁾7月に即位式をあげた一条天皇が、東三条院などにはいるはずはない。

2—(3)の明子に移る。『大鏡』や『栄花物語』によると、源高明の末娘明子は、安和2年高明が九州に左遷されたころ5,6歳であった。叔父の盛明親王は娘がいないので、明子を迎えて養女にした。この明子が今では皇太后詮子のもとに迎えられ「宮の御方」とよばれて大切にされていた。道隆などが明子を妻にしたいとうるさく申しこんだが、詮子がゆるさないでいるうちに、左京大夫である道長がいつか明子と睦じくなった。詮子は道長のまじめな人柄をみこんで積極的に二人の中をとりもったというのである。明子が詮子の所に迎えられたのはいつかわからないが、寛和2年5月8日に盛明親王が没したあとであると考えられている。その頃彼女は22歳位である。道長との結婚の時期もわからないが、永延元年の前後であると推定されている⁽³²⁾。要するに明子は詮子に「かしづかれて」から1,2年で道長と結婚するわけで「常居」などという高群の表現はあたらない。2—(4)も簡単である。東三条第が道長邸になったらしいことは先にも触れたが、彼が主として土御門第に倫子とともに住んだことは高群氏自身があとで主張するところであり、また広く認められていることである。そして明子は『大鏡』や『栄花物語』では「高松殿」とよばれ、東三条第の南の高松殿(旧源高明邸)に住んだとされるが、『御堂関白記』にはもっぱら「近衛御門」と呼ばれている。「近衛御門」が単なる彼女の呼称なのか、「近衛御門第」なのかははっきりせず、後者としても場所がわからないが、とにかく道長は倫子と同居しながら「近衛御門」の明子に通っているのであって、「東三条第に婿取られた」とは全くいえない。以上で、東三条第に四世代にわたる女系が同居した、という高群氏の命題は崩壊する。

6

高群氏は道長の土御門第についても、三世代の女系同居を主張する。つぎの如くである。

- (1) 道長は妻家土御門第に通うこと一年ばかりで、永延2年長女彰子出生前

後から妻家に住みつく。

- (2) やがて舅雅信夫婦は、爾余の家族をつれて隣地鷹司(一条第)に家をもうけて別居した(p.404)。
- (3) 道長が婿取られた土御門殿の主要同居親は、舅源雅信夫婦に娘倫子夫婦にその子等で、雅信の息子の時中も、扶義もこの第にいない。
- (4) 土御門第は道長・倫子夫婦の伝領となり、彼らの没後は娘彰子の伝領となった(p.687)。

以上である。土御門第の伝領次第については必ずしも明確ではないが、今はそれをおく。雅信から倫子をとおして道長に渡ったことはほぼまちがいない。問題なのは(2)と(3)である。(2)と(3)は明らかに矛盾している。(2)によって別居した雅信が土御門第に同居しているはずはない。土御門と鷹司が地つづきであっても、それはこの際問題ではない。また雅信の息子がいようといまいと今は問題ではない。(2)か(3)のどちらかがまちがっているのである。高群氏の全研究の中心は(3)のような母系家族の実証にあるのだから、まちがっているのは(2)でなければならないが、この時期には、当の道長の『御堂関白記』が存在していて、ほぼ確かめることができる。雅信は正暦4年(993)7月29日に没して『御堂関白記』にはあらわれないが、雅信室、倫子母の穆子は長和5年(1016)7月26日に没する。彼女は一貫して「一条尼上」としてあらわれ、道長は単独で、あるいは倫子と夫婦づれで、しばしば一条第を訪れている。この二人がいっしょに出歩くことのすきな夫婦であることは、おそらく有名であろう。穆子と娘夫婦が同居していないことは、全く明らかである。高群氏がよりどころとすべきは、たったひとつ、土御門第が雅信第であったということだけであろう。しかしこれは、当時における分割相続慣行を考えれば、かんたんに解決できる。娘が父か母の財産の一部たとえば第宅の一つを譲り受け、それがさらに夫の財産となることは、なんら不思議な現象ではない。土御門第は雅信が結婚する、あるいは結婚した娘に引出物として贈ったものかもしれないし、あるいは道長が雅信から購入したものかもしれない。または雅信家所有のままかもしれない。いず

れにしる女系の同居体なるものはここでも成立しないのである。

7

以上によって、高群氏は、「母と娘夫婦の母系同居体」とか「数世代にわたる女系家族」を、ついに実証しえなかったことがわかる。はじめに触れた一部の論者は、高群氏の実証を激賞してやまないが、その実体はほぼ上の如くである。この「女系家族」論は、既にみたように、高群氏自身が新説として誇るものであり氏の理論の中核であるから、氏の全招婿婚論は砂上の楼閣になった、といえる。そしてこれは、氏の理論的構想そのものの矛盾の必然的帰結であると思う。それは氏の日本婚姻史表を一見すれば明らかである。氏によれば族制は推古以前は氏族制で、それ以後鎌倉末までが氏族崩壊期である。系は推古以前のある時期に母系制から父系母族制にかわり、飛鳥以後鎌倉末までが父系母所制である。その理論的説明は、氏自身が「難解」「奇異」とするもので、くりかえして読んでも全く理解できない。それは私の頭が悪いせいだけではない。氏のいう「族」が親族組織の意味ならば、それは「系」と同じではない。それならば系のところに出てくる「父系母族」の「族」とはなにかは、当然に理論的説明が必要であるが、それを欠いているのは、説明ができないからである。「父系母所」も同じである。結婚してどこに住もうと、それは「系」の形態でなく、居住制の形態である。用語などは自由であるというならば、論争は成立しないであろう。氏のいう「女系家族」は拡大すれば母系氏族になる可能性が強い、三、四世代にもわたる女系だけの同居体は、母系氏族といってもよい。このようなものの典型が、氏のいう母系氏族制の崩壊期に、あるいは「氏族は父系」である時代になぜ全盛となるのか、要するに「父系氏族」とその基礎にあるという「母系家族」と、崩壊しつつある「母系氏族」と、相互にどのような構造的連関をもっているのかを理論的に説明していないから、理解できないのである。高群説を支持する論者は、これを解明する義務があるのに、全くそ

れを行なっていない。無文字社会には、父系でありながら妻方居住制をとる例がある、というような一般論⁽³³⁾では、この際意味がないのである。

高群氏に残されるのは、柳田流の婿入式婚も実証されていない、という反撃だけであろう。そしてこの点については、高群氏の指摘は正しいと考える。妻方での婚礼、その後における一時的な妻間または妻方居住を経て夫方へ夫婦で移る方式も制度的には存在せず、したがってその実証も困難であると思う。そしてその直接的原因は当時の分割相続慣行であり、これはまた『魏志倭人伝』に、「父母・兄弟臥息処を異にす」とあるような、親子・きょうだいの分居慣行と結合していると思う。この分割相続は基本的に双系的なものであり、兄弟共同体を前提とする父系的・中国的分割相続とはちがうが、他方父権は『倭人伝』以来確実に強化されており、その恣意性も作用の余地をもっている。したがって分割相続といい、分居といってもいろいろの場合がありうる。やしきは女子にのみ譲渡し、本邸は長女または特定の一女子に、他の女子には新邸を与えるというような規則は全く確認できないし、高群氏も挙証に成功していない。やしきは確実に男子にも譲られている。実資と娘千古のように、養子以外に全く実子の息子がなく（ただ一人の息子良円は出家である）娘を溺愛している場合をもち出しても、一般例にはならないのである。そしてこの場合すら、養子たちは何らかの遺産分割を受けており、養子資平は小野宮北宅も譲渡されている。またやしき、所領を個別に子女に分割する場合も、同じやしき内の別々の建物に分居しながら所領だけを分割相続することもあろう。こういう不規則な慣行下では、一夫多妻制と相まって、種々雑多な婚姻居住形態が生じるのであって、場合によっては女系だけの大同居体も生じうる。しかし高群氏は平安中期までに、そのような挙証に成功しなかったのである。それ以後の時期について、なおも恋々とその挙証に執着するのは、自己矛盾にすぎない。

〔註〕

- (1) 村上信彦「高群逸枝の女性史学」（大月書店刊『家族史研究2 特集＝日本古代家族と女性』所収）。ここで村上氏は、高群氏の学説を黙視しつつづけている「アカデミズム史学界」の「狭量とセクショナリズムには嫌悪と軽蔑を覚える」とのべてい

- る。なお同氏著『高群逸枝と柳田国男』（大和書房）や鹿野政直・堀場清子『高群逸枝』（朝日新聞社）もほぼ同じことをのべている。
- (2) 『岐阜経済大学論集』第11巻第4号。
 - (3) 角田文衛『王朝の映像』（東京堂出版）p.275。
 - (4) 『尊卑分脈』（吉川弘文館）第3巻，p.60。
 - (5) 角田，同上書，p.292。
 - (6) 松村博司『栄花物語全注釈一』（角川書店）p.393。
 - (7) 松村博司・山中裕『栄花物語』（岩波書店）p.120。
 - (8) 『蜻蛉日記』（小学館）解説，p.93。
 - (9) 角田文衛『紫式部とその時代』（角川書店）p.217。
 - (10) 『貞信公記』（岩波書店）。同書には順子でなく順子としてあるが，角田説にしたがい順子に改めておく。
 - (11) 『古今和歌集』（小学館）p.170。
 - (12) 松村『全注釈一』p.80。
 - (13) 同上書，p.136。
 - (14) 『日本紀略』正暦元年10月4日「太皇太后宮自資子内親王家自東洞院大路西辺遷御本宮三條坊門北辺也三條坊門南高倉東其間一町也」
- 『本朝世紀』正暦5年1月28日「（太皇太后宮移）御前備後守源相方朝臣二条宅」
同5月23日「今日太皇太后宮自前備後守源相方宅移御本宮」
- (15) 中村義雄『王朝の風俗と文学』（塙書房）p.23。
 - (16) 同上書，p.204。
 - (17) 松村『全注釈一』p.237。
 - (18) 同上書，p.357。
 - (19) 同上書，p.467。
 - (20) 松村『全注釈二』p.570。
 - (21) 角田文衛『承香殿の女御』（中央公論社）p.65。
 - (22) 松村『全注釈一』p.228。
 - (23) 同上書，p.230。
 - (24) 同上書，p.267。
 - (25) 『日本紀略』永観2年8月27日。
 - (26) 松村『全注釈一』p.341。
 - (27) 『権記』正暦5年1月3日。
 - (28) 同上書，長保3年閏12月16日。
 - (29) 同上書，長保2年12月2日。

- 30 『大鏡』『大鏡裏書』『栄花物語』。
- 31 『扶桑略記』寛和2年6月23日。
- 32 松村『全注釈二』p.363。
- 33 ウィリアム・マッカロー「平安時代の婚姻制度」(同志社大学人文科学研究所『人文科学 24』)。